

令和 7 年度

栃 木 市 健 全 化 判 断
比 率 等 審 査 意 見 書

栃木市監査委員

このページは白紙です

栃 市 監 第 3 3 号

令和 8 年 8 月 2 0 日

栃木市長 琴 寄 昌 男 様

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 大 谷 好 一

令和 7 年度栃木市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、栃木市監査基準に準拠して審査しましたので、その結果について、意見書を提出いたします。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の対象	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の方法	1
第 6	審査の結果	1
第 7	健全化判断比率及び資金不足比率の状況	1
1	総合意見	1
2	個別意見	4
(1)	実質赤字比率	4
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
(4)	将来負担比率	10
(5)	地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率	12
(6)	地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率	14
3	是正改善を要する事項	16
4	むすび	16

令和 7 年度 栃木市健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく審査

第 2 審査の期間

令和 8 年 6 月 30 日から令和 8 年 8 月 19 日まで

第 3 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。
- (2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 4 審査の着眼点

- (1) 法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

第 5 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合を行うとともに、関係部課等の職員に質問をし、説明を求めるなどの方法により審査を実施した。

第 6 審査の結果

第 1 から第 5 に記載したとおり審査を実施した限りにおいて、健全化判断比率及び資金不足比率の算定

の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率は誤りのないものと認められる。

第 7 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

1 総合意見

地方公共団体は、以下の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合

を除く。)、財政健全化計画を定めなければならない。

本市における令和7年度の健全化判断比率は、表1のとおりである。前年度と比較して実質公債費比率は0.3ポイント減少、将来負担比率は3.6ポイント増加となり、全ての比率において早期健全化基準未達であった。

また、地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

本市における令和7年度の資金不足比率は、表2のとおりである。水道事業会計、下水道事業会計、栃木インター西産業団地特別会計及び平川産業団地特別会計は、資金不足が発生しなかったため資金不足比率は算出されなかった。

(表1) 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区分	7年度	6年度	早期健全化基準		財政再生基準
			7年度	6年度	
実質赤字比率	—	—	11.49	11.51	20.0
連結実質赤字比率	—	—	16.49	16.51	30.0
実質公債費比率	8.5	8.8	25.0		35.0
将来負担比率	26.8	23.2	350.0		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載

(注2) 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準

(表2) 資金不足比率の状況

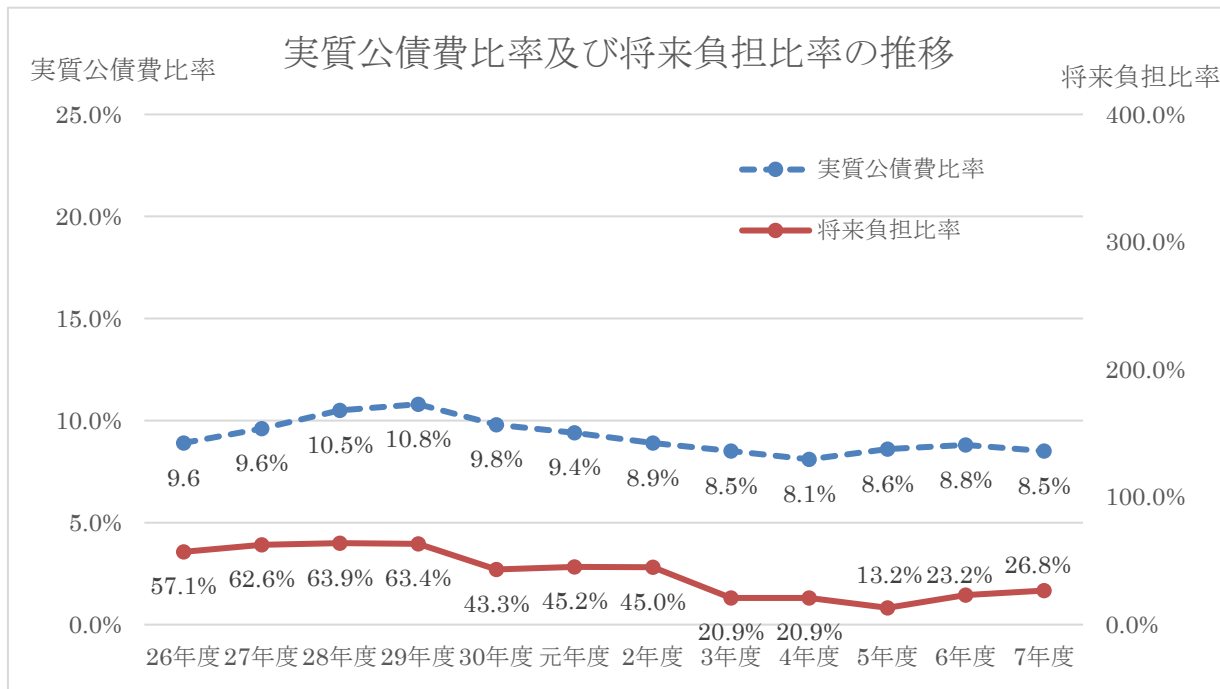
(単位：％)

会計名	7年度	6年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	
栃木インター西産業団地特別会計	—	—	
平川産業団地特別会計	—	—	

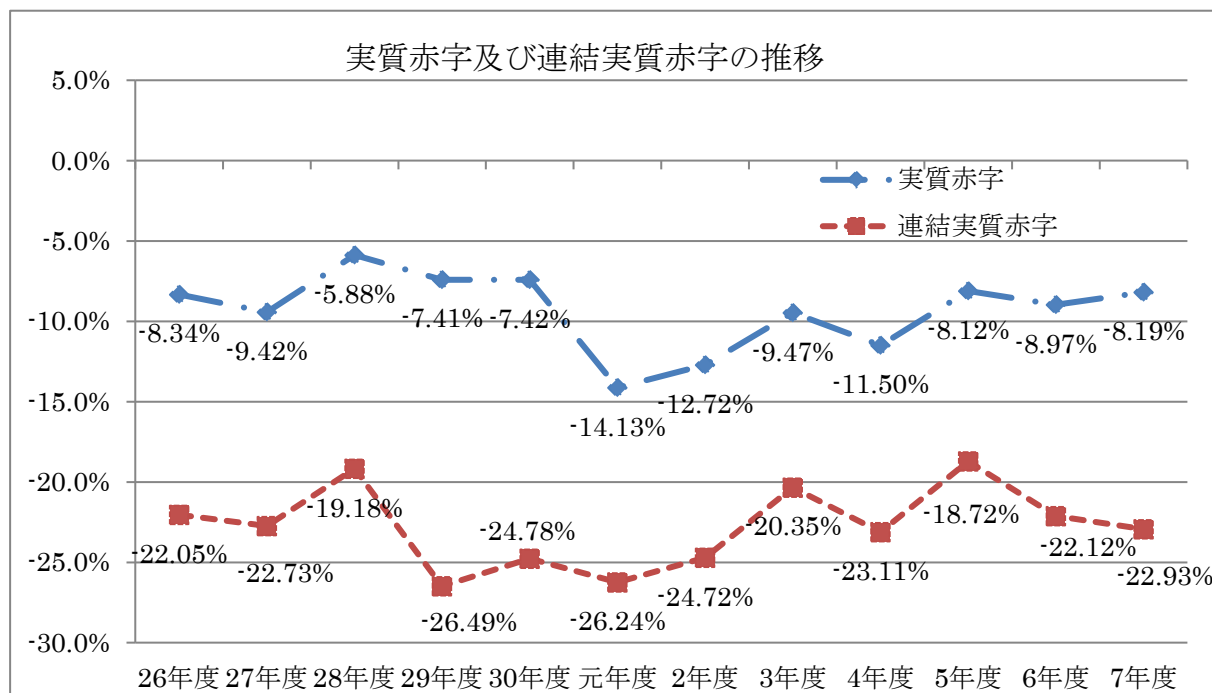
(注1) 資金不足が生じていない場合「—」と記載

(注2) 経営健全化基準とは、地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準

健全化判断比率の実質公債費比率及び将来負担比率の推移を見ると、実質公債費比率については、平成30年度以降は減少に転じていたが、令和4年度の8.1%を底に、その後増加基調にある。将来負担比率については、平成30年度から令和4年度まで、40%台、20%台で推移し、令和5年度には13.2%まで減少したが、令和6年度以降再び20%台で推移している。



実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されないが、参考として実質赤字額及び連結実質赤字額を標準財政規模で除した数値を百分率として推移をみると、次のとおりである。



2 個別意見

(1) 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度の実質赤字比率は、実質赤字額(A)がマイナス31億7,952万9千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

標準財政規模(B)は387億7,730万1千円となっており、前年度に比べ7億8,074万8千円増加している。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
実質赤字額(A)	△3,179,529	△3,410,351	230,822	—
標準財政規模(B)	38,777,301	37,996,553	780,748	102.1
(A/B×100)	△8.19	△8.97		
実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	11.49	11.51		
財政再生基準	20.00			

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表示される。この場合実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質赤字額} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

*標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すもの。ただし、臨時財政対策債発行可能額を含む。

*翌年度に繰り越すべき財源

繰越事業等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字額（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額(A)がマイナス 88 億 9,328 万 5 千円となっており、前年度に引き続き実質黒字となったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
連結実質赤字額(A)	△8,893,285	△8,406,484	△486,801	—
実質赤字合計額	—	—	—	—
資金不足額合計額	—	—	—	—
実質黒字合計額	4,125,884	4,196,567	△70,683	98.3
資金剰余额合計額	4,767,401	4,209,917	557,484	113.2
標準財政規模(B)	38,777,301	37,996,553	780,748	102.1
(A/B×100)	△22.93	△22.12		
連結実質赤字比率	—	—		
早期健全化基準	16.49	16.51		
財政再生基準	30.00			

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表示される。この場合連結実質赤字比率は算出されない。

<算定式>

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\
 \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\
 &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余额合計額})
 \end{aligned}$$

＊実質赤字（黒字）合計額

一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質赤字（黒字）を生じた会計の実質赤字（黒字）の合計額。

＊資金不足額（剰余額）合計額

公営企業会計のうち、資金の不足額（剰余額）を生じた会計の資金の不足額（剰余額）の合計額

一般会計等の会計別実質収支額をみると、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計において、実質収支額に黒字が生じている。

（一般会計等）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
一 般 会 計	79,021,738	75,549,543	292,666	3,179,529
小 計				3,179,529

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計）

（単位：千円）

会計名	歳入額	歳出額	翌年度に繰り越すべき財源	実質収支額
国民健康保険特別会計	16,248,431	15,859,295	—	389,136
後期高齢者医療特別会計	2,732,186	2,693,475	—	38,711
介護保険特別会計	16,142,876	15,624,368	—	518,508
小 計				946,355
合 計				4,125,884

公営企業会計の会計別資金剰余額をみると、水道事業会計、下水道事業会計及び栃木インター西産業団地特別会計において、資金剰余額が発生している。

(地方公営企業法適用企業)

(単位：千円)

会計名	流動資産等	算入地方債	流動負債等	資金剰余額
水 道 事 業 会 計	3,518,830	—	750,144	2,768,686
下 水 道 事 業 会 計	1,814,841	—	499,154	1,315,687
合 計				4,084,373

(地方公営企業法非適用企業)

(単位：千円)

会計名	歳入額	算入 地方債	歳出額	土地収入 見込額	資金 剰余額
栃木インター西産業団地特別会計	105,253	—	99,644	677,419	683,028
平川産業団地特別会計	604,975	—	602,586	—	—
合 計					683,028

※ 資金剰余額の算出方法は、P12（法適用）P14（法非適用）を参照。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

過去３年間の単年度の実質公債費比率を平均して算出した令和７年度の実質公債費比率は 8.5% となり、これは早期健全化基準である 25.0% を 16.5 ポイント下回っており、また前年度に比べ 0.3 ポイント減少している。

(単位：千円、%)

項 目	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度
地方債の元利償還金（Ａ）	6, 370, 160	6, 327, 648	6, 702, 524	6, 857, 509
地方債の準元利償還金（Ｂ）	1, 671, 947	1, 693, 377	2, 072, 305	1, 491, 006
地方債償還に充当される特定財源（Ｃ）	904, 615	740, 125	697, 701	696, 198
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（Ｄ）	4, 557, 838	4, 659, 890	4, 763, 402	4, 917, 827
標準財政規模（Ｅ）	38, 777, 301	37, 996, 553	37, 431, 172	36, 709, 668
（Ｆ）＝（Ａ＋Ｂ）－（Ｃ＋Ｄ）	2, 579, 654	2, 621, 010	3, 313, 726	2, 734, 490
（Ｇ）＝（Ｅ－Ｄ）	34, 219, 463	33, 336, 663	32, 667, 770	31, 791, 841
実質公債費比率（単年度） （Ｆ／Ｇ×１００）	7. 53856	7. 86224	10. 14372	8. 60123
7 年度実質公債費比率（３カ年平均値）	8. 5			
6 年度実質公債費比率（３カ年平均値）		8. 8		
早期健全化基準	25. 0			
財政再生基準	35. 0			

(注) 実質公債費比率 (単年度) は小数第 6 位を四捨五入している。

7 年度実質公債費比率及び 6 年度実質公債費比率は小数第 2 位を切り捨てている。

* 特定財源

使途が特定されている財源。実質公債費比率算定に当たっては地方債償還に充当することをあらかじめ想定されていたものを指す。

* 基準財政需要額

普通交付税の算定の基礎となるもので、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準により行政サービスを行う場合又は標準的な施設を維持するための財政需要を一定の方法により算定した額。

地方債の元利償還金(A)は63億7,016万円となっており、前年度に比べ4,251万2千円増加している。

(単位：千円)

項 目	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度
一般会計等に係る公債費(a)	7,448,032	6,327,648	6,708,439	6,910,703
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額(b)	1,077,872	—	5,915	53,194
満期一括償還地方債の元金に係る分(c)	—	—	—	—
利子支払金のうち減債基金の運用利子を財源とするもの(d)	—	—	—	—
地方債の元利償還金 (A = a - b - c - d)	6,370,160	6,327,648	6,702,524	6,857,509

地方債の準元利償還金(B)は16億7,194万7千円となっており、前年度に比べ2,143万円減少している。

(単位：千円)

項 目	7 年度	6 年度	5 年度	4 年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	—	—	—	—
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	1,626,468	1,648,068	1,720,909	1,471,831
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	—	—	—	18,934
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	45,479	45,309	351,369	144
一時借入金の利子	—	—	27	97
地方債の準元利償還金(B)	1,671,947	1,693,377	2,072,305	1,491,006

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和 7 年度の将来負担比率は 26.8% となっており、前年度に比べ 3.6 ポイント増加している。これは、早期健全化基準の 350.0% を下回っている。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
将来負担額(A)	84,164,476	84,933,929	△769,453	99.1
地方債現在高	58,750,137	60,109,575	△1,359,438	97.7
債務負担行為に基づく支出 予定額	582,888	627,726	△44,838	92.9
一般会計等以外の特別会計 に係る地方債償還に充てる ための一般会計等からの繰 入見込額	15,367,873	14,914,323	453,550	103.0
組合等が起こした地方債の 償還に係る負担等見込額	—	—	—	—
退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	8,980,433	8,897,978	82,455	100.9
設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	483,145	384,327	98,818	125.7
連結実質赤字額	—	—	—	—
組合等連結実質赤字額相当 額のうち一般会計等負担見 込額	—	—	—	—
充当可能財源等(B)	74,987,995	77,171,697	△2,183,702	97.2
充当可能基金額	18,993,522	19,820,513	△187,199	95.9
特定歳入見込額	5,419,317	5,284,472	134,845	102.6
地方債現在高等に係る基準財 政需要額算入見込額	50,575,156	52,076,504	△1,501,348	97.1
標準財政規模 (C)	38,777,301	37,996,553	780,748	102.1
元利償還金・準元利償還金に係 る基準財政需要額算入額 (D)	4,557,838	4,659,890	△102,052	97.8
(A - B)	9,176,481	7,762,232	1,414,249	118.2
(C - D)	34,219,463	33,336,663	882,800	102.6
((A - B) / (C - D) × 100)	26.8	23.2	3.6	
早期健全化基準	350.0			—

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

$$\begin{aligned} \text{充当可能財源等} = & \text{充当可能基金額} + \text{特定歳入見込額} \\ & + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \end{aligned}$$

* 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為として予算に計上している支出予定額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額で、地方債をその財源とすることができる経費（地方財政法第5条各号の経費等）に係るもの。その支出額が算定時点において確定しているもののみを算定する。

* 組合等が起こした地方債の償還に係る負担等見込額

当該団体が加入する地方公共団体の組合等が起こした地方債の元金償還に充てるため、当該団体の一般会計等において負担又は補助が必要と認められる額。

* 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額

地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。

* 充当可能基金額

本市が設置する基金のうち、将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源とすることができる基金の額。

* 特定歳入見込額

将来負担額として計上されている地方債の現在高等に対して、その償還財源に充てることができる歳入の見込額。

(5) 地方公営企業法適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

① 水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額が発生しなかったため、算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
流動負債等(a)	750,144	194,683	555,461	385.3
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
流動資産等(c)	3,518,830	2,742,366	776,464	128.3
事業規模(B)	2,438,520	2,345,518	93,002	104.0
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△2,768,686	△2,547,683	△221,003	108.7

(以下、下水道事業会計について同じ。)

資金不足額については、(a)+(b)-(c)で算出した値が正の値であった場合の、当該数値を資金不足額とする。

(a)+(b)-(c)で算出した値が負の値であった場合には、資金剰余額が発生しているものとして、資金不足額発生なしとして扱う。

* 流動負債等

流動負債の額から控除すべき企業債等を控除した額。

* 算入地方債現在高

建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高。

* 流動資産等

流動資産の額から控除すべき財源等を控除した額。

② 下水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金不足額が発生しなかったため、算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
流動負債等(a)	499,154	318,596	180,558	156.7
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
流動資産等(c)	1,814,841	1,332,979	481,862	136.1
事業規模(B)	1,525,491	1,490,176	35,315	102.4
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△1,315,687	△1,014,383	△301,304	129.7

(6) 地方公営企業法非適用企業に係る資金不足比率

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

$$\text{事業規模} = \text{資本} + \text{負債}$$

(宅地造成事業の場合)

① 栃木インター西産業団地特別会計

令和7年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
資金不足額(A)※	—	—	—	—
歳出額(a)	99,644	3,237,141	△3,137,497	3.1
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
歳入額等(c)	105,253	3,254,834	△3,149,581	3.2
土地収入見込額(c)	677,419	630,158	47,261	107.5
地方債残高(d)	—	—	—	—
事業規模(B)	683,028	647,851	35,177	105.4
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△683,028	△647,851	△35,177	105.4
(参考) (a)+(b)-(c)+(d)	△683,028	△647,851	△35,177	105.4

(以下、平川産業団地特別会計について同じ。)

資金不足額については、(a)+(b)-(c)で算出した値が正の値であった場合の、当該数値を資金不足額とする。

上記以外の場合には、(a)+(b)-(c)+(d)を算出し、当該数値と0の小さい方を資金不足額として扱う(0の場合には、すなわち資金不足額発生なしとして扱う。0より小さい場合には、資金不足ではなく逆に資金剰余額が発生しているものとして、同じく資金不足額発生なしとして扱う。)

② 平川産業団地特別会計

令和7年度の資金不足比率は、資金不足が発生しなかったため算出されなかった。

(単位：千円、%)

項 目	金 額			前年度比
	7 年度	6 年度	比較増減	
資金不足額(A)	—	—	—	—
歳出額(a)	602,586	787,971	△185,385	76.4
算入地方債現在高(b)	—	—	—	—
歳入額等(c)	604,875	791,552	△186,677	76.4
土地収入見込額(c)	—	—	—	—
地方債残高(d)	2,031,900	1,739,000	292,900	116.8
事業規模(B)	2,031,900	1,739,000	292,900	116.8
(A/B×100)	—	—		
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0			
(参考) (a)+(b)-(c)	△2,289	△3,581	1,292	66.7
(参考) (a)+(b)-(c)+(d)	2,029,611	1,735,419	294,192	116.9

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

4 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っていた。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、各比率は算出されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する比率を示す実質公債費比率においては、令和7年度における地方債の元利償還金及び準元利償還金は、全体としては微増となったが、地方債の元利償還金に充当される特定財源や基準財政需要額への算入額が全体として増加となった。この結果、単年度及び3カ年平均の実質公債費比率にいずれにおいても、前年度より減少している。

一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示す将来負担比率においては、将来負担額として計上されている地方債現在高が前年度に比べ約13億6千万円減少となったが、一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計からの繰入見込額が約4億5千万円の増加し、これらの将来負担に係る基準財政需要額算入見込額が約15億円の減少となった。この結果として将来負担比率は、前年度より3.6ポイント増加した。

一方、当年度は、全ての会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算出されていない。

数値の算定された、実質公債費比率及び将来負担比率の推移について見ると、各比率は早期健全化基準を継続して下回っている。

もっとも、将来負担比率については、令和6年度決算に続いて増加している。令和5年度決算時における将来負担比率13.2%（これは、旧岩舟町と合併し、決算規模が現在のものとなった平成26年度以降における最低値である。）を起点とすると、当年度は13.6ポイント増加しており注意が必要である。また、2箇年度連続しての増加は、平成27年度及び平成28年度以来であることから、以下検討を行う。

まず、前年度の令和6年度における将来負担比率の増加は、地方債現在高と、一般会計等以外の特別会計に係る地方債償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額（以下これらを包含して「地方債現在高等」という。）が前年度に比べ増加した一方で、当該地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したという点に起因したものであった。このような場合、後年

度において地方債を償還するのに伴い、当該財政負担分が基準財政需要額に算定されない、つまり普通交付税としての収入がなく、市の一般財源（市税等の自主財源による一般財源をいう。以下同じ。）で賄う必要があるため、将来負担比率の数値が増加することとなる。

これに対し、令和7年度においては、これとはやや異なり、地方債現在高等自体が減少するのに伴い、当該地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額も減少しているが、その減少幅が、地方債現在高等の減少幅を上回っているというものである。もっとも、後年度において地方債を償還するのに伴い、当該財政負担分が基準財政需要額に算定されず、市の一般財源で賄う必要が生ずるという点では、令和6年度の場合と変わりはなく、やはり将来負担比率の数値が増加となっている。

令和7年度における将来負担比率の増については、その実態が、表面上からはやや見えにくい。これは、地方債現在高等それ自体が減少していることから、そのことを捉えて、将来における償還に係る負担が軽くなっている印象を抱くためである。しかし、実際には、市の一般財源で賄う部分は増えていることは明らかであり、この点については、特に留意し、対応されたい。具体的には、各年度の元金償還額及びそれに相当する基準財政需要額を把握した上で、一定の計画性をもって、市の一般財源により必要な資金手当を行うことが想定される。

このように、将来負担比率が増加した場合、それは後年度における地方債の償還と市の一般財源との関係として捉えることができる。そしてその関係性は、後年度における実質公債費比率において、直接的に表れることとなる。この点、将来負担比率の増加の程度を見るに、今後、実質公債費比率が相当程度増加する年度が発生することも考えられるところであるが、重要なのは数値の増加の程度ではなく、予め将来負担比率によって示されたシグナルに基づき、当該年度において、地方債の償還に伴う市の一般財源需要の増に対応できたと言えるか否か、である。そして、かかる対応とは、すなわち先に述べた、各年度の元金償還額及びそれに相当する基準財政需要額を把握した上での計画的資金手当がこれに相当するので、その必要性につき重ねて申し述べる。

なお、将来負担比率は、地方債の元金を対象としているが、実際の元金の償還は、当然に利払いを伴う。通常、利払いの多くは一般財源で対応することとなり、実質公債費比率の算定にも、利払いが含まれる。昨今の市中金利の上昇を受け、今後は、利払いに係る負担が増加していくものと想定しなければならない。この点については、将来負担比率の示すところとは別に把握し、適切に対応されたい。

《参考資料》

それぞれの比率の対象となる会計等は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		※ 1		※ 2	
	一般会計等に属する特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計			連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計				
公営企業会計	地方公営企業法適用企業	水道事業会計	資金不足比率			将来負担比率
		下水道事業会計				
	地方公営企業法非適用企業	栃木インター西産業団地特別会計				
		平川産業団地特別会計				
損失補償団体						

※ 1 実質赤字比率

※ 2 実質公債費比率

このページは空白です